

滋賀県市町村交通災害共済組合の財産処分につき議決を 求めることについて

令和2年3月31日限り滋賀県市町村交通災害共済組合を解散することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により次のとおり関係地方公共団体が協議の上定めることについて、同法第290条の規定により、市議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

東近江市長 小 椋 正 清

1 関係地方公共団体に基金拠出金により帰属せしめる財産は、当該各号に定める額とする。

- (1) 大津市 1,998,000円
- (2) 彦根市 888,000円
- (3) 長浜市 2,424,809円
- (4) 近江八幡市 608,000円
- (5) 東近江市 970,000円
- (6) 草津市 482,000円
- (7) 守山市 382,000円
- (8) 栗東市 212,000円
- (9) 甲賀市 786,000円
- (10) 野洲市 294,000円
- (11) 湖南市 202,000円
- (12) 高島市 576,000円
- (13) 米原市 454,000円
- (14) 日野町 238,000円
- (15) 竜王町 100,000円
- (16) 愛荘町 190,000円
- (17) 豊郷町 80,000円
- (18) 甲良町 100,000円

(19) 多賀町 110,000円

2 関係地方公共団体に加入者割により帰属せしめる財産は、当該各号に定める額とする。

(1) 大津市 71,689,400円

(2) 彦根市 23,401,200円

(3) 長浜市 39,846,200円

(4) 近江八幡市 19,720,500円

(5) 東近江市 36,165,500円

(6) 草津市 17,154,100円

(7) 守山市 16,478,800円

(8) 栗東市 9,995,300円

(9) 甲賀市 22,523,200円

(10) 野洲市 12,865,600円

(11) 湖南市 9,826,500円

(12) 高島市 19,956,900円

(13) 米原市 12,392,800円

(14) 日野町 8,442,000円

(15) 竜王町 4,524,900円

(16) 愛荘町 5,909,400円

(17) 豊郷町 1,654,804円

(18) 甲良町 2,397,500円

(19) 多賀町 2,735,200円

3 前2項に定めるもののほか、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく令和元年度確定負担金の不足額に相当する額及び滋賀県市町村職員退職手当組合同約(平成12年1月25日滋賀県指令市振第137号)に基づく団体負担金追加に相当する額等を滋賀県市長会に帰属せしめる。

4 前3項に定めるとおり配分した後においてなお残余が生じた場合は、滋賀県市長会に帰属せしめる。

提案理由

滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について関係地方公共団体と協議したく、本議案を提出するものである。